

日田市契約規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことに伴い、日田市契約規則（昭和 39 年規則第 34 号）第 13 条の遅延賠償金の率の改正を行うもの。

2. 内容

第 13 条第 1 項中「年 2.6 パーセント」を「年 2.5 パーセント」に改める。

3. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第 37 条第 4 項第 2 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

納付すべき金銭について定める法令の改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額についての規則を定めるものであるため。